

第 4 2 回

三重県屋外広告物審議会 議 案 書

日時：平成 29 年 5 月 29 日(月)午後 2 時から午後 4 時まで

場所：J A 三重健保会館 3 階 大研修室

第42回三重県屋外広告物審議会

審議事項

番号	事項
1	屋外広告物の安全対策の充実について

報告事項

番号	事項
1	歩道橋の愛称表示にかかる運用基準について
2	壁面広告の許可基準（同一壁面面積の規定）の解釈の変更について
3	案内図板等の広告物掲出にかかる規制の弾力化について

第1号議案

屋外広告物の安全対策の充実について

平成27年2月の札幌市で起きた看板落下事故をはじめ、近年、屋外広告物の落下事故の発生等により、屋外広告物の安全性の確保が求められているという状況をふまえ、屋外広告物の適正な管理及び安全対策を一層充実するため、国において、平成28年11月18日付け（4月28日付け一部修正）で「屋外広告物条例ガイドライン（案）」が改正されました。

今回の改正を受けて、三重県屋外広告物条例及び同施行規則の一部改正を今年度中に行います。

1 審議事項

(1) 点検義務及び点検報告義務の対象とする屋外広告物の範囲

- ①点検義務の対象：すべての広告物（貼り紙、立看板などの簡易なものを除く）
- ②点検報告義務の対象：許可を要するもののうち表示面積1㎡以上の広告物

(2) 点検者の資格要件

- ①屋外広告士
- ②日本屋外広告業団体連合会が実施する点検技能講習修了者、
- ③建築士（1級、2級、木造）
- ④電気工事士（第1種、第2種）、
- ⑤電気主任技術者（第1種、第2種、第3種）
- ⑥職業訓練指導員（広告美術科、帆布製品製造取付）
- ⑦技能検定合格者（広告美術仕上げ、帆布製品製造取付）
- ⑧その他知事が同等以上の知識を有する者と認定した者

(3) 点検項目及び点検方法

- ①点検項目：平成28年度に見直した現状の点検項目を基本とし、事業者団体の点検基準（案）及び他の都道府県の状況を参考に整理。

②点検方法

- (ア) 許可を要する広告物（1㎡以上かつ高さ4m超）：目視点検（有資格者による）
- (イ) (ア) 以外の広告物：目視点検（資格を問わない）

(4) 点検の実施時期

- ①許可を要する広告物：許可時および許可の更新時に点検
- ②許可を要しない広告物：設置後3年以内毎に点検

(5) 管理者の資格要件

許可を要する広告物（1㎡以上かつ高さ4m超）については、点検者の資格要件と同様の有資格者による管理。

2 今後のスケジュール

- ・ 9月 審議会に条例案の提示
- ・ 12月 審議会に条例最終案の提示
- ・ 2～3月 議会への条例案の上程、採決

報告事項 1

歩道橋の愛称表示にかかる運用基準について

本県では、平成24年度から県有施設にネーミングライツを導入していますが、対象施設について、今年度より歩道橋、都市公園を追加します。

ただし、歩道橋は禁止物件であり、愛称の表示を認めるにあたっては、特に良好な景観との調和や公衆に対する危害の防止、自動車の運転手等からの視認性の確保の観点から、一定の制限を設ける必要があるため、以下のとおり運用基準を設けることとします。

1 運用基準

(1) 文字の形状

- ・文字の配置や書体等は、歩道橋全体のバランスを損なわないものとします。
- ・文字の大きさは、1文字あたり最大30cm角までとします。
- ・愛称は、2行以上書きとせず、1行とします。
- ・ロゴマークは不可とします。

(2) 表示位置

- ・同一壁面につき1か所とし、その位置は、原則として、車道の進行方向からみて歩道橋の右半分の中央とします。(ただし、右半分に表示スペースがない場合、この限りとしません。)
- ・既設の信号、標識等から50cm以上間隔を空けることとします。

(3) 表示面積

- ・すでに歩道橋に表示されている「地点名(町名)表示」を含め、最大可視面積(一方向から見た場合に同時に見ることができる表示面の合計面積が最大となるときの当該合計面積)が10㎡以内、かつ同一壁面面積の2分の1以内までとします。
- ・両面に設置する場合は、それぞれ10㎡以内かつ、同一壁面面積の2分の1以内までとします。

(4) 色彩

- ・鮮やか過ぎない落ち着いた色の単色とします。
- ・蛍光色、反射性のある色、信号や道路標識等と誤認の危険性のある色などは使用不可とします。

2 適用日

平成29年6月1日

報告事項2

壁面広告の許可基準（同一壁面面積の規定）の解釈の変更について

壁面広告の許可基準について、近年のコンビニなどにおけるイメージカラーの商標登録の認可や近隣他府県の照会結果をふまえ、以下のとおり解釈の変更を行います。

1 許可基準（条例施行規則 ※許可地域における許可基準）

- ・同一壁面面積（窓その他の開口部を含む）の2分の1以下であること。

2 運用上の解釈

（1）現状

同一方向を向いた壁面について、店舗の壁と軒先など、2つ以上の壁面がある場合、それぞれを別壁面とみなし、それぞれの壁面において、許可基準を満たす必要があります。

（2）変更後

同一方向を向いた壁面について、2つ以上の壁面があっても、相互の壁面に一体性がある場合、段差等は考慮せずに同一壁面とみなし、広告物を表示している面の正面から投影された建築物の立面図を壁面面積とします（同一壁面面積＝同一立面面積）。

【解釈変更を行う経緯】

（1）コンビニ等におけるイメージカラーの商標登録の認可

- ・平成29年3月に某コンビニエンスストアのイメージカラーが、色彩の商標登録として初めて認可されました。今後、他の企業においてもイメージカラーの商標登録が認可されることが予想されます。
- ・コンビニでは、店舗の軒先の壁面にその企業のイメージカラーの板を付けている店舗が多くあります。これまでは、このイメージカラーは地模様として広告物とはみなしませんでした。しかし、商標登録されたイメージカラーは屋外広告物とみなされるため、許可基準に抵触し、違反広告物となる恐れがあります。

（2）近隣他府県の照会結果

- ・平成29年3月に、近隣の他府県や政令指定都市などの34の自治体に照会を行った結果、当県の規定と同じように、段差のある壁面について、別壁面とみなす自治体は本県以外には1県2市のみでした。しかし、これらの自治体は、壁面に対する面積割合の基準を設けていないため、当県と同じ課題を持つ自治体はありません。

報告事項3

案内図板等の広告物掲出にかかる規制の弾力化について

近年、案内図板や公共掲示板等、公益上必要な施設又は物件に屋外広告物を表示し、その広告料収入をこれらの施設等の設置又は維持管理に要する費用に充てる取組がみられる状況があります。

また、平成28年3月に国において策定された「明日の日本を支える観光ビジョン」において、多言語表示に対応した観光案内図板等の公共デジタルサイネージ（※）の設置を促進するため、「公共デジタルサイネージへの広告掲出に係る屋外広告物規制の運用を弾力化」することが位置付けられました。

これらの状況をふまえ、広告料収入の活用による公益上必要な施設又は物件の設置又は維持管理を促進するため、国の「屋外広告物条例ガイドライン（案）」が以下のとおり平成29年3月23日に改正されました。

1 改正概要

案内図板、公共掲示板等、公益上必要な施設又は物件に表示する屋外広告物であって、その広告料収入を当該施設又は物件の設置又は管理に要する費用に充てるものについては、知事の許可を受けた場合に限り、禁止地域に表示することができる旨の規定を追加。

2 今後の対応

今回の改正を受けて、本県においても市町、関係団体からの意見聴取、他府県の状況をふまえて、条例及び規則の改正も視野に入れて、検討していくこととします。

※デジタルサイネージとは、屋外・店頭・公共空間・交通機関など、あらゆる場所で、ディスプレイなどの電子的な表示機器を使って情報を発信するシステムを総称して呼びます。